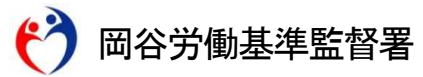


「改正石綿障害予防規則等説明会」 を開催しました。

～石綿による健康障害を防ぐために、適切な石綿対策を講じましょう～



岡谷労働基準監督署では、令和3年1月27日、諏訪市文化センターにおいて、石綿含有建材を使用した建築物等の解体工事による石綿の飛散防止及び労働者の健康確保等のため、解体工事等を行う建設事業者を対象に「改正石綿障害予防規則等説明会」を開催し、石綿使用建築物等の解体工事に係る関係法令等について説明しました。

石綿は、平成18年（2006年）9月から輸入、製造及び使用が禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶には石綿が使用されている可能性があります。

解体工事や改修工事等で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫等を発症するおそれがあり、適切な対策を講じる必要があります。

説明会では、岡谷労働基準監督署から、令和3年7月に公布された改正石綿障害予防規則の内容として、建築物の事前調査を所定の要件を満たす者に行わせること（令和5年10月～）、石綿が含まれている保温材等の除去等工事は、作業届に変わり計画届で届け出ること（令和3年4月～）、一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム等で届け出ること（令和4年4月～）等、多岐にわたる改正内容について説明しました。

また、長野県諏訪建設事務所建築課からは、建設リサイクル法等に基づく届け出時の留意事項について、説明しました。

改正石綿障害予防規則の説明で使用した主な資料は、以下のとおりですので、事業場内の教育研修等に活用ください。

[1 説明用スライド資料](#)

[2 改正石綿則リーフレット（建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます）](#)

[3 石綿障害予防規則の解説](#)